

教育効果要件を充足するために配慮すべき要件について

別表

	教員による講義を中心としつつ、理解を確認・促進するために教員・学生間及び学生同士での質疑応答や討論・議論を伴う授業	特定の題材（事例・判例）の検討とそれに関する教員・学生間及び学生同士の討論・議論が授業の中心となるゼミ形式の授業	法律実務に即して、現実の法廷活動・法律相談への同席などの実習や、模擬裁判・ローヤリング等のシミュレーションを行う授業
単位認定を伴うメディア授業	<p>【配慮すべき共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員・学生間及び学生同士で同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境を構築することが必要である。 ○ 教員が学生の授業に対する理解度を確認できるようにすることが必要である。 ○ メディア授業の受講人数については、教員の目が行き届く程度とし、過度に多くならないようにすることが必要である。 ○ 授業に対する受動性が強くないよう、メディア授業を受講する学生に対して、質疑応答、討論・議論の機会を確保することが必要である。 ○ メディア授業を受講する学生に対して、授業中に指導等が可能となるよう、必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい。 ○ 必要に応じて、事務職員を配置することなどにより、機器の操作における不明点及び不具合発生時の対応策を講じることが必要である。 ○ 法科大学院側のシステムの不具合により、メディア授業の受講が困難となった学生に対して、他の適切な学修の機会の提供がなされることが必要である。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 討論・議論が授業の中心であることから、同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能となる環境を構築することが必要である。 ・ 討論・議論が授業の中心であることから、メディア授業を受講する学生が、議論・討論に参加しやすい授業運営を行うことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エクスターンシップやクリニックなど実務における実習が主体となるような授業については、実習部分についてメディア授業を実施することは通常想定されない。他方、実習が主体となるような授業であっても、実習前後における導入や意見交換等に係る授業においては、必要に応じて、ICTを活用したメディア授業の実施も可能である。 ・ ローヤリングや模擬裁判などは実務に近似する環境で実演することが求められるが、ICTを活用して法律実務が実施されていることに鑑みて、ICTを用いてコミュニケーションが十分に確保しうるような環境での実演や、実演に際しての事前学習、実演後の総括・意見交換等に係る授業においては、ICTを活用したメディア授業の実施も可能である。 	
当該科目の授業時間外	<p>【配慮すべき共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ラーニング・マネジメント・システム（LMS）等を活用することにより、 <ul style="list-style-type: none"> ・ メディア授業で用いる資料等については、授業の実施方法に支障がない限り、当該科目の授業時間外の学修段階（予習段階）から資料の指定又は事前配布を行うことが必要である。 ・ メディア授業を受講する学生が、教員に対して授業に関する質問等を行えるような機会を設けることが必要である。 ・ メディア授業を受講する学生が、他の学生との交流や当該授業に関する議論・意見交換を行えるような機会を設けることが必要である。 ・ 自学自習に活用するため、必要に応じて、授業を録画したものを配信することが望ましい。 ○ ICTを適切な形で活用することにより、授業の予習・復習や事前準備にかかる評価が容易となるため、試験やレポート、実演等のみならず、授業時間外の学修を含めた適切な成績評価が可能となるほか、学生の学修深度に応じた授業計画の策定が容易になる場合もあるため、必要に応じて、適切な成績評価や授業計画の策定に活用することが望ましい。 		
授業以外における学修支援・サポート	<p>【配慮すべき要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オフィスアワー等を活用して、直接の面談又は何らかの通信手段を用いて、指導担当教員との間で口頭又はこれに準ずる同時性のあるコミュニケーションの機会を確保することが望ましい。 		